

規制の事前評価書(要旨)

規制の名称	大口信用供与等規制に関する見直しについて	
担当部局	金融庁企画市場局総務課信用制度参事官室	電話番号： 03-3506-6000(内線3537) e-mail: RIA@fsa.go.jp
評価実施時期	令和元年7月31日	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【課題】</p> <p>平成24年に公表されたIMFが実施した我が国の金融部門評価プログラム(FSAP)での評価やバーゼル銀行監督委員会における金融危機等を踏まえた議論などを受け、我が国においては、平成25年に銀行法等を改正し、大口信用供与等規制の見直しを実施している。しかしながら、同委員会で引き続き議論することとされた項目については、当時の見直しに盛り込むことはできなかったため、未だ対応できていない。概要は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 金融システム全体の健全性の観点から、金融機関間の伝播リスクを軽減するため、グローバルなシステム上重要な銀行(以下G-SIBという。)間のエクスポージャーについては上限額を引き下げることとする。 銀行等グループ内エクスポージャーについては、大口信用供与等規制の対象外とする。 <p>【改正の内容】</p> <p>バーゼル銀行監督委員会より示された「大口エクスポージャーの計測と管理のための監督上の枠組み」を踏まえ、以下の見直しを実施するもの。</p> <ol style="list-style-type: none"> 銀行持株会社がG-SIBである場合、別のG-SIBに対して有している信用の供与等については、より厳格な上限(15%。通常は25%)を設定する。 銀行等グループ内で行われる信用の供与等については大口信用供与等規制の適用対象外とする。 	
	法令の名称・関連条項とその内容	銀行法施行令等
想定される代替案	<ol style="list-style-type: none"> G-SIBのみならず全ての銀行等間の信用の供与等について、より厳格な上限(15%)を設定することとする。 銀行等グループ内で行われる信用の供与等について、上限を撤廃するのではなく、現在よりも緩やかな上限(例えば40%)を設定することとする。 	
直接的な費用	費用の要素	代替案の場合
(遵守費用)	銀行(137行、[平成31年4月1日現在])、信用金庫(258金庫、[令和元年7月16日現在])、信用組合(147組合、[令和元年5月20日現在])等において、本件見直しにより拡充・緩和された規制に対応するための与信管理態勢を構築する費用が発生する。	規制の対象が拡大するなど本案より厳しい規制が課せられることから、代替案により拡充される規制に対応するための与信管理態勢を構築する費用は、本案の場合と比較して、増加すると見込まれる。
(行政費用)	本件見直しを踏まえた与信管理態勢の構築状況等に係るモニタリング費用が発生する。	規制の対象が拡大するなど本案より厳しい規制が課せられることから、代替案による見直しを踏まえた与信管理態勢の構築状況等に係るモニタリング費用(行政費用)は、本案の場合と比較して、増加すると見込まれる。
直接的な効果(便益)	便益の要素	代替案の場合
	本件見直しにより、我が国の大口信用供与等規制が国際的な規制の基準に対しより十分な水準の規制となることで、銀行等の業務の健全性を確保することができるほか、海外金融機関及び海外当局に対し我が国の金融規制に対する評価、ひいては我が国銀行等に対する信頼を確保することができ、海外において現状と変わらない取引を行うことが可能となる。 また、緩和の側面からは、海外の金融機関との間で生じる競争上の不利益を解消する効果が見込まれるとともに、銀行等においてグループ内の信用の供与等を管理するための費用が削減される。	代替案の場合も、本案の場合と同様、銀行等の業務の健全性を確保することが可能であるが、海外の金融機関と比較して、より厳しい規制が課せられることから、海外の金融機関との間で生じる競争上の不利益が解消されない状況となることが考えられる。
副次的な影響及び波及的な影響	副次的な影響等	代替案の場合
	本件見直しにより、銀行等グループ内の信用の供与等について、これまで課せられていた上限規制が撤廃されるため、銀行等グループにおいて、より柔軟な資本政策・組織再編を行うことが可能となる。	代替案の場合、銀行等グループ内の信用の供与等に係る上限規制は撤廃されないため、本案の場合と比較して、銀行等グループにおける資本政策・組織再編に与えるプラスの影響は限定的となるものと考えられる。
政策評価の結果(費用と効果(便益)の関係等)	<p>(本案の場合)</p> <p>銀行等の業務の健全性や国際的な競争力の確保といったプラスの効果は、遵守費用や行政費用の発生といったマイナスの効果を上回ると考えられる。</p> <p>(代替案の場合)</p> <p>本案の場合と比較して、遵守費用・行政費用が増加するほか、生じる便益や副次的に生じるプラスの影響は低下するおそれがあるため、本案による改正が適当であると考えられる。</p>	
その他関連事項		
事後評価の実施時期等	銀行法施行令等の一部を改正する政令の施行後5年以内に、改正後の規定の実施状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。	
備考		